

入院時食事療養費及び入院時生活療養費における標準負担額について

入院時食事療養費

70歳未満の方

所得区分 (年収換算)	自己負担上限額 (入院)	多数該当 ※1	年間上限額 ※2	食事療養費 1食あたり
ア (約 1,160 万円～)	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	140,100 円	168 万円	550 円★
イ (約 770～1,160 万円)	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	93,000 円	111 万円	550 円★
ウ (約 370～770 万円)	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円	53 万円	550 円★
エ (約 ～370 万円)	61,500 円	44,400 円	※3 53 万円	550 円★
オ (被保険者が非課税者等)	36,900 円	24,600 円	29 万円	270 円 (★220 円)

70歳以上の方 (65才以上の後期高齢者医療受給者も含む)

所得区分 (年収換算)		自己負担上限額 (入院)	多数該当 ※1	年間上限額 ※2	食事療養費 1食あたり
現役並み 負担3割	約 1,160 万円～	270,300 円 + (医療費－901,000 円) × 1%	140,100 円	168 万円	550 円☆
	約 770～1,160 万円	179,100 円 + (医療費－597,000 円) × 1%	93,000 円	111 万円	550 円☆
	約 370～770 万円	85,800 円 + (医療費－286,000 円) × 1%	44,400 円	53 万円	550 円☆
一般（課税世帯）		61,500 円	44,400 円	※3 53 万円	550 円☆
住民税非課税Ⅱ		25,700 円	24,600 円	29 万円	270 円 (★220 円)
住民税非課税Ⅰ		15,700 円	15,700 円	18 万円	130 円

- ※1 多数該当とは、過去 12 ヶ月以内に 4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降の自己負担度額。
- ※2 年間上限額とは、毎年 8 月から翌年 7 月までの 12 ヶ月間の合計を対象とします。年間上限額を超えて支払いをされた場合、差額は保険者から償還払いされます。(申請が必要です)
- ※3 年収換算 200 万円未満の区分に該当すると確認できた方は、年間上限額 41 万円が適用され、令和 9 年 8 月以降に保険者から償還払いされます。
- ★ は過去 1 年間の入院日数 90 日超の場合 (但し、療養病棟の医療区分 2.3 の場合に限る)。
- ☆ の区分の方で、指定難病の特定医療を受ける方は 1 食 330 円。光熱水費もかかりません。

生活療養費

- 65 歳以上で医療療養病床に入院される方は、居住費 (光熱水費) が 1 日 430 円かかります。
(指定難病の特定医療を受ける方は除外となります)
これは、医療保険と介護保険との均衡の観点から厚生労働省が定めているものです。
- 入院日数が 90 日を超えた場合、長期入院該当となり、上表★のように 1 食当たり 50 円の減額を受けることができます。市町村等への申請をすることで、申請日の翌月の初日から適用となります。対象になる方は申請書類が必要となりますので医事課へお問い合わせください。